

## 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び実施要綱の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 共生型訪問型サービス（第1号訪問事業のうち、指定障害福祉サービス事業者が緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(エ) 訪問型サービスB（第1号訪問事業のうち、住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。）

(オ) 訪問型サービスC（第1号訪問事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをい

う。以下同じ。)

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち、平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。)

(イ) 共生型通所型サービス（第1号通所事業のうち、指定障害福祉サービス事業者が緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。)

(ウ) 通所型サービスA（第1号通所事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。)

(エ) 通所型サービスB（第1号通所事業のうち、住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。)

(オ) 通所型サービスC（第1号通所事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第4条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 事業者指定による実施

(2) 共生型訪問型サービス 事業者指定による実施

(3) 訪問型サービスA 事業者指定による実施

(4) 訪問型サービスB 補助による実施

(5) 訪問型サービスC 直接又は委託による実施

- (6) 介護予防通所介護相当サービス 事業者指定による実施
- (7) 共生型通所型サービス 事業者指定による実施
- (8) 通所型サービスA 事業者指定による実施
- (9) 通所型サービスB 補助による実施
- (10) 通所型サービスC 事業者指定による実施
- (11) 介護予防ケアマネジメント 直接又は委託による実施
- (12) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施  
(介護予防・生活支援サービス事業の対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。）
- (3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定によるサービスを受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第3条第1号ア（エ）及びイ（エ）の総合事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に総合事業のサービスを受けるもの。

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業対象者の確認）

第6条 介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者（前条第1項第1号に該当しない者に限る。）は、基本チェックリスト及びアセスメント実施申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに申請者に対して基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当するかどうかの確認を行うものとする。

3 市長は、前項の基本チェックリストを実施した結果を、基本チェックリス

ト実施結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

（1）訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

（2）通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

（3）介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（第1号事業支給費の支給）

第8条 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、第1号事業支給費として、前条の規定により算定した費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

2 居宅要支援被保険者は、前項に規定する第1号事業支給費の支給を受けようとする場合（法第115条の45の3第3項の規定により、市が当該居宅要支援被保険者に代わり、指定事業者に当該第1号事業に要した費用を支払

う場合を除く。)は、高松市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防・生活支援サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防・生活支援サービスを担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防・生活支援サービスを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(介護予防ケアマネジメント費の支給)

第8条の2 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防ケアマネジメントを利用したときは、介護予防ケアマネジメント費として、第7条の規定により算定された費用の額の100分の100に相当する額を支給するものとする。

(領収証)

第8条の3 指定事業者は、訪問型サービス、通所型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 指定事業者は、前項の規定により交付しなければならない領収証に、訪問型サービス又は通所型サービスについて第5条第1項各号に掲げる者から支払を受けた費用の額のうち、第8条第1項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該訪問型サービス又は通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問型サービス又は通所型サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係

るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(支給限度額)

第9条 事業対象者に対して第8条第1項の規定により支給する額の合計額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。次項において「厚生省告示」という。）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める場合は、第8条第1項の規定により支給する額の合計額は、厚生省告示第2号に定める要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額を超えることができないこととすることができる。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10条 災害その他特別の事情があることにより、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合（第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 災害その他特別の事情があることにより、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合（第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、

第 8 条第 1 項及び前条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第 10 条の 2 前条の規定による利用者の負担額の特例の認定を受けようとする者は、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定申請書（様式第 2 号の 3）にその理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定又は不認定の決定をし、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定（不認定）通知書（様式第 2 号の 4）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該決定が前項の認定をする旨のものであるときは、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定証（様式第 2 号の 5）を併せて交付する。

3 法第 60 条の規定による利用者の負担額の特例の認定を受けている居宅要支援被保険者は、第 1 項の認定を受けたものとみなす。

第 10 条の 3 前 2 条の規定による利用者の負担額の特例の取扱いについては、高松市介護保険利用者負担額減額・免除取扱基準（平成 16 年 4 月 1 日施行）の規定を準用する。

（特例第 1 号事業支給費の支給）

第 11 条 市長は、次に掲げる場合には、第 5 条第 1 項各号に掲げる者に対し、特例第 1 号事業支給費を支給する。

（1） 第 5 条第 1 項各号に掲げる者が、当該要支援認定又は当該事業対象者の確認の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス A 又は通所型サービス C を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（2） 第 5 条第 1 項各号に掲げる者が、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス以外の介護予防・生活支援サービス又はこ

れに相当するサービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防・生活支援サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び基準該当介護予防・生活支援サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）に該当するものに住所を有する第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び基準該当介護予防・生活支援サービス以外の介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

2 特例第1号事業支給費の額は、当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスについて第7条の規定により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該介護予防・生活支援サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70）に相当する額とする。

3 第8条第3項から第5項まで及び前条の規定は、特例第1号事業支給費の支給について準用する。

（訪問型サービスB及び通所型サービスBの利用料）

第12条 訪問型サービスB及び通所型サービスBを実施する者は、利用者から利用料を徴収することができる。

（指定事業者の指定等）

第13条 法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生



労働省告示第331号。以下「様式告示」という。)別紙様式第3号(4)又は別紙様式第3号(5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定又は指定の更新をしたときは、高松市介護予防・生活支援サービス事業者指定・指定更新通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 第1項の指定又は指定の更新の有効期間は、6年とする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の指定又は指定の更新の基準その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の拒否)

第14条 前条第1項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、高松市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年10月1日施行。以下「訪問基準要綱」という。)又は高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年10月1日施行。以下「通所基準要綱」という。)に定める基準、員数等を満たしていないとき。

(3) 申請者が、訪問基準要綱又は通所基準要綱に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 当該申請に係る法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で定める使用人(以下「役員等」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法、法第7条第6項各号（第4号を除く。）に掲げる法律、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (9) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若

しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 第10号に規定する期間内に次条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(13) 申請者が、指定の申請前5年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(14) 申請者の役員等のうちに第5号から第7号まで及び第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(変更等の届出)

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第8号までに掲げ

る事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に様式告示別紙様式第3号(1)を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに様式告示別紙様式第3号(3)を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に様式告示別紙様式第3号(2)を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第16条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、高松市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書(様式第4号)により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(訪問型サービスB又は通所型サービスBの届出等)

第17条 訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施しようとする者は、高松市訪問型サービスB・通所型サービスB実施届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市訪問型サービスB・通所型サービスB届出事項変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、届出に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市訪問型サービスB・通所型サービスB廃止・休止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により届出をした者は、届出に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス再開届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による届出に必要な事項は、市長が別に定める。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第18条 市長は、実施要綱別記1の第2の1(コ)の規定の例により、高額介護予防サービス費相当事業を実施する。

- 2 高額介護予防サービス費相当事業による支給(以下「高額介護予防サービス相当費」という。)を受けようとする者は、高額介護予防サービス相当費支給申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第19条 市長は、実施要綱別記1の第2の1(サ)の規定の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

- 2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給(以下「高額医療合算介護予防サービス相当費」という。)を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、その者が省令第83条の4の4第1項の規定による高額医療合算介護サービス費の支給の申請又は省令第97条の2の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請をした場合は、その申請をもって、高額医療合算介護予防サービス相当費の支給の申請があったものとみなす。

(介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施)

第20条 介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施については、市長が別に定める。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条に規定する法第115条の45の3の指定を受けたものとみなされたものが、当該みなされた期間の間に同一の場所で、介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けたとみなされたものにあつては

訪問型サービスAの、介護予防通所介護相当サービスの指定を受けたとみなされたものについては通所型サービスA又は通所型サービスCの指定を受けた場合における指定の有効期間は、第13条第3項の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱様式第3号、付表1から付表7、様式第4号から様式第14号までに規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

別表第1（第7条関係）

- 1 介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費（1回につき）

- (1) 訪問型サービス費（Ⅰ） 287単位（ただし、1月において4回を超える場合は、1月につき1,176単位を上限とする。）
- (2) 訪問型サービス費（Ⅱ） 287単位（ただし、1月において8回を超える場合は、1月につき2,349単位を上限とする。）
- (3) 訪問型サービス費（Ⅲ） 287単位（ただし、1月において12回を超える場合は、1月につき3,727単位を上限とする。）

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等（訪問基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第4条第2項に規定する指定共生型訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（訪問基準要綱第4条第1項又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第4条第2項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行

規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防訪問介護相当サービス等が必要とされた者

イ 訪問型サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防訪問介護相当サービス等が必要とされた者

ウ 訪問型サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービス等が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

注2 介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要とされた者 週1回まで

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要とされた者 週2回まで

注3 指定共生型訪問型サービス事業者が当該事業を行う事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。)第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型訪問型サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

注4 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第129号6を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 基準告示第129号7を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、令和7年4月1日から、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等と同一の建物(以下この注4において「同



一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、基準告示第129号の8に該当する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注7 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。(以下「中山間地域告示」という。))第1号に規定する地域。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(訪問基準要綱第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。)を越えて、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。

注11 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において介護予防訪問介護相当サービス等を受けている間は、当該指定介

護予防訪問介護相当サービス事業所等以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。

注 1 2 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において介護予防訪問介護相当サービス等を受けている間は、指定訪問型サービスA事業所（訪問基準要綱第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画等（訪問基準要綱第37条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画又は訪問基準要綱第42条の3において読み替えて準用する訪問基準要綱第37条第2項第1号に規定する共生型訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問基準要綱第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービス等を行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービス等を行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービス等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(I) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注 1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画又は共生型訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画又は当該共生型訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービス又は共生型訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護

相当サービス又は当該共生型訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画又は共生型訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画又は当該共生型訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービス又は共生型訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービス又は当該共生型訪問型サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔連携強化加算 50 単位

注 基準告示第 129 号 9 に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

(7) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 130 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げる

その他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

注2 基準告示第130号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、令和6年6月1日から次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算はしない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の145に相当する単位数

注3 令和7年3月31日までの間、基準告示第130号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等(注2の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数

- キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数

（８） 介護職員等特定処遇改善加算

注1 基準告示第131号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、それぞれア又はイに掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 第1号から第6号までの規定により算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 第1号から第6号までの規定により算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

注2 前号注1アからウまでのいずれかを算定していることを要件とする。

注3 アについては、事業所が、その併設する指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条に規定する指定訪問介護事業所をいう。）において特定事業所加算（Ⅰ）（基準告示第3号イに規定する特定事業所加算（1）を言う。）又は特定事業所加算（Ⅱ）（基準告示第3号ロに規定する特定事業所加算（Ⅱ）をいう。）を届け出ていることを要件とする。

（９） 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第131号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が、利用者

対し、介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合は、令和6年5月31日までの間、第1号から第6号までの規定により算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- (10) 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において前各号の単位数は算定しない。
- (11) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号から第3号までの注7から注9まで、第7号から第9号までの規定による加算の合計額を控除するものとし、第1号から第3号までの注6により算定する場合は減算する前の所定単位数を用いるものとする。

## 2 訪問型サービスA費（1回につき）

- (1) 訪問型サービスA費（Ⅰ） 220単位
- (2) 訪問型サービスA費（Ⅱ） 196単位
- (3) 訪問型サービスA費（Ⅲ） 176単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の従事者（訪問基準要綱第44条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービスA費（Ⅰ） 介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス

イ 訪問型サービスA費（Ⅱ） 市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

ウ 訪問型サービスA費（Ⅲ） 社会就労支援センター協議会その他国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設の利用者、生活支援員等のうち、市の指定する研修の修了者等が提供するサービス（一般的な調理、配下膳を除く。）

注2 訪問型サービスA費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要と認められた場合 週1回まで

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要と認められた場合 週2回まで

注3 基準告示129号6を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 基準告示129号7を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、令和7年4月1日から、所定単位数100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービスA事業所と同一の建物（以下この注5において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等

を除く。)に居住する利用者(指定訪問サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、訪問型サービスA等を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問型サービスA等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定訪問型サービスA事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した訪問型サービスAの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して提供されたものの占める割合が100分の90以上である指定訪問型サービスA事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問型サービスA事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、訪問型サービスA等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 地域告示に規定する地域に所在する指定訪問型サービスA事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- ア 特別地域加算(訪問型サービスA費(I)) 33単位
- イ 特別地域加算(訪問型サービスA費(II)) 29単位
- ウ 特別地域加算(訪問型サービスA費(III)) 26単位

注7 中山間地域告示第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定訪問型サービスA事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- ア 中山間地域小規模事業所加算(訪問型サービスA費(I)) 22単位
- イ 中山間地域小規模事業所加算(訪問型サービスA費(II)) 19単位
- ウ 中山間地域小規模事業所加算(訪問型サービスA費(III)) 17単位

注8 指定訪問型サービスA事業所の従事者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスAを行った場合は、1回につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位数を加算する。

- ア 中山間地域居住者サービス提供加算(訪問型サービスA費(I)) 11単位

イ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービスA費（Ⅱ））  
9単位

ウ 中山間地域居住者サービス提供加算（訪問型サービスA費（Ⅲ））  
8単位

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等が介護予防訪問介護相当サービス等を行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費又は共生型訪問型サービス費は、算定しない。

(4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、訪問事業責任者又はサービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、当該訪問型サービスA計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の当該訪問型サービスAが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に訪問事業責任者又はサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービスA計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の当該訪問型サービスAが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(5) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号から第3号までの注6から注8までの規定による加算の合計額を控除するものとする。

別表第2（第7条関係）

1 介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費（1回につき）

(1) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等（介護予防通所介護相当サービス又は共生型通所型サービスをいう。以下同じ。）が必要



とされた事業対象者 436単位（ただし、1月において4回を超える場合は、1月につき1,798単位を上限とする。）

- (2) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 447単位（ただし、1月において8回を超える場合は、1月につき3,621単位を上限とする。）

注1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第35条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等（通所基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所又は通所基準要綱第42条の3において読み替えて準用する通所基準要綱第5条に規定する指定共生型通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法という」）第23号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注2 介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要とされた事業対象者 週1回まで

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要とされた事業対象者 週2回まで

注3 共生型通所型サービスの事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等

の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この注3において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注3において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 基準告示第14号の4に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定共生型通所型サービス事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

注5 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者（通所基準要綱第4条第1項又は通所基準要綱第42条の3において準用する通所基準要綱第7条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所基準要綱第23条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第六号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものという。）ごとに個別の担当者を定めているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、若年性認知症利用者（政令第2条第六号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注 8 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所等以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注 9 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、指定通所型サービス A 事業所（通所基準要綱第 4 4 条第 1 項に規定する指定通所型サービス A 事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービス A を行った場合に、通所型サービス A 費は、算定しない。

注 10 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、指定通所型サービス C 事業所（通所基準要綱第 5 7 条第 1 項に規定する指定通所型サービス C 事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービス C を行った場合に、通所型サービス C 費は、算定しない。

注 11 基準告示第 1 3 1 号の 3 を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 12 基準告示第 1 3 1 号の 4 を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 13 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所等と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所等に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、1 月につき、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援 1 又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 1 回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者で 1 月当たりの単位数を算定している場合  
3 7 6 単位

イ 要支援 2 又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 2 回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者で 1 月当たりの単位数を算定している場合  
7 5 2 単位

ウ 要支援 1, 2 又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 1 回又は週 2 回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者で 1 回当たりの単位数を算定している場合 9 4 単位

注 14 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所介護相当サービ

ス事業所との送迎を行わない場合は、片道につき47単位（1（1）において1月の単位数を算定している場合には、1月につき376単位を、1（2）において1月の単位数を算定している場合には、1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注13を算定している場合は、この限りでない。

（3）生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画等（通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画又は通所基準要綱第42条の3において読み替えて準用する通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する共生型通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画等の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

（4）栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した

日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所等の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（次号において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生労働省告示第27号に適合している指定介護予防通所介護相当サービス事業所等であること。

(5) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び第7号において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所等の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所等であること。

(6) 口腔機能向上加算

注 基準告示第132号に規定する基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、次のア及びイに掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれア及びイに定

める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(7) 一体的サービス提供加算 480単位

注 基準告示第133号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。

(8) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第135号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 88単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 176単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 72単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 144単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 24単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 48単位

(9) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次のア及びイに掲げる区分に応じ、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(10) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第132号の2に規定する基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次のア及びイに掲げる区分に応じ、1回につき、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

(11) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(12) 介護職員処遇改善加算

注1 基準告示第136号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、それぞれアからウま

で定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

注2 基準告示第136号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、令和6年6月1日から次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

注3 令和7年3月31日までの間、基準告示第136号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等(注2の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 前各号の規定により算定



- した単位数の1,000分の65に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の56に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の69に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の33に相当する単位数

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 基準告示第137号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(I) 第1号から第11号までの規定により算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(II) 第1号から第11号までの規定により算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

注2 前号注1アからウまでのいずれかを算定していることを要件とする。

注3 アについては、サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていることを要件とする。

(14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第138号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、令和6年5月31日までの間、第1号から第11号までの規定により算定した単位数の

1, 000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- (15) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号及び第2号の注5、注13、第8号並びに第12号から前号までの規定による加算の合計額を控除するものとする。

## 2 通所型サービスA費

- (1) 通所型サービスA費 378単位（1回につき）

注1 通所基準要綱第44条の基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所（同条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスAを行った場合に、利用者の数又は従事者の員数が、改正前の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号。以下「改正前通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。この場合において、同号中「介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

注2 通所型サービスA費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 要支援1、要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要とされた事業対象者 週1回まで

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要とされた事業対象者 週2回まで

注3 指定通所型サービスA事業所の従業者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスAを行った場合は、1回につき19単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、指定通所型サービスC事業所が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注7 基準告示第131号の3を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 基準告示第131号の4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単

位数から減算する。

注 9 指定通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービスA事業所と同一建物から当該指定通所型サービスA事業所に通う者に対し、通所型サービスAを行った場合は、1回につき87単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 指定通所型サービスA事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA計画（通所基準要綱第47条第2項第1号に規定する通所型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービスA計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び第5号において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき所定単位数を算定する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の職種の人（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 改正前通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所型サービスA事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

(4) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき所定単位数を算定する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従業者その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 改正前通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所型サービスA事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

(5) 一体的サービス提供加算 480単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(6) 生活機能向上連携加算 200単位

注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）第28条の規定による基準告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスA事業所において、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と共同で、利用者の身体の状態等の評価を行い、個別機能訓練計画を作成した場合には、1月につき所定単位数を加算する。

(7) 栄養スクリーニング加算 5単位

注 基準告示第19号の2 に規定する基準に適合する指定通所型サービスA事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態についての確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(8) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号の注3の規定による加算の合計額を控除するものとする。

3 通所型サービスC費

(1) 通所型サービスC費 352単位（1回につき）

注1 通所型サービスC費に係る算定回数の限度は週1回までとし、算定期間の限度は6か月間までとする。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスC費は、算定しない。

注3 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、当該指定通所型サービスC事業所以外の指定通所型サービスC事業所が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注6 基準告示第131号の3を満たさない場合は、高齢者虐待防止措

置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 基準告示第131号4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(4)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(3) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(4)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ア 歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従事者その他の職種の者（以下「歯科医師等」という。）が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い歯科医師等が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(4) 一体的サービス提供加算 480単位

注 前2号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所型サービスC事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

別表第3（第7条関係）

1 ケアマネジメントA費（1月につき） 442単位

注1 基準告示第129号の4を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 基準告示第129号の5を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(1) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントAを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(2) 委託連携加算 300単位

注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプラン（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ）の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

2 ケアマネジメントB費（1月につき） 358単位

(1) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントBを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

3 ケアマネジメントC費（1回につき） 442単位

注1 基準告示第129号の4を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 基準告示第129号の5を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(1) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センター等において、利用者に対し、新規にケアマネジメントCを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(2) 委託連携加算 300単位

注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

4 この表において、ケアマネジメントAとは現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様の介護予防ケアマネジメントを、ケアマネジメントBとはサービス担当者会議を省略したケアプランを作成し、必要に応じてモニタリング時期を設定した上で、評価及びケアプランの変更を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを、ケアマネジメントCとは訪問型サービスB又は通所型サービスBのみの利用を開始するときに行う介護予防ケアマネジメントをいう。



様式第 1 号（第 6 条関係）

（宛先）高松市長

基本チェックリスト及びアセスメント実施申請書

次のとおり基本チェックリスト及びアセスメントの実施を申請します。

申請年月日		年 月 日												
対象者	被保険者番号												生年月日 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
	フリガナ											電話番号		
	氏 名													
	住 所	〒 高松市 町 番地 番号												
	要介護認定	未申請 要支援：1・2					有効期間： 年 月 日まで							
	生活場所	自 宅												
入院中（病院名 電話番号 ) 退院予定日： 年 月 日														
その他（施設名 電話番号 )														
相談者	フリガナ											対象者との関係		
	氏 名											電話番号		
	住 所													
困っていること														
相談に来た理由														

介護予防ケアマネジメントを作成する地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が、基本チェックリスト及びアセスメント結果を利用し、主治医等に連絡することについて同意します。

対象者氏名（自筆）

家族代筆者氏名



様式第2号の2（第8条関係）

高松市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号													
	氏 名															
	生年月日		被 保 険 者 番 号													
	住 所	〒														
支払金額合計		円														
申 請 理 由																
<p>（宛先）高松市長</p> <p>上記のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名 電話番号</p>																

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費を次の支払方法により処理してください。

支 払 方 法 依 頼 欄	<input type="checkbox"/> 現金払い																	
	<input type="checkbox"/> 口座振替																	
	口 座 振 替 先	銀行 農協				店			種 目				口座番号					
		金融機関コード				店舗コード			1 普通預金 2 当座預金									
		フリガナ																
口座名義人																		

注 この申請書の裏面に、該当月分の領収証及びサービス提供証明書等を添付してください。

市記入欄

区 分		備 考
有効期間	年 月 日～ 年 月 日	
負担割合		

様式第2号の3（第10条の2関係）

介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定申請書

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号										
	氏 名												
	生年月日		被 保 険 者 番 号										
	住 所	〒											
		電話番号											
利用者負担額の減額・免除の認定を申請する理由													
<p>(宛先) 高松市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 電話番号 氏名</p>													

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
年 月 日 まで	
年 月 日 まで	

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定（不認定）通知書

年 月 日付で申請のあった利用者負担額減額・免除認定については、次のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 認定する	適用年月日 年 月 日 第1号事業支給費給付率を とする。 有効期限 年 月 日
2 認定しない	理 由

教示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といいます。）は前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号の5（第10条の2関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定証             </div>							
交付年月日      年      月      日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年      月      日					
	適用 年 月 日	年      月      日 から					
	有効期限	年      月      日 まで					
減 額 ・ 免 除 認 定 事 項							
保 険 者 番 号 並びに保険者の 名称及び印	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">高松市</p>						

（裏面）

注 意 事 項
<p>一 介護予防・生活支援サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者の窓口に提出してください。</p> <p>二 介護予防・生活支援サービスを受けるときに支払う金額は、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用から当該費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、総合事業の対象者に該当しなくなったとき、減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を高松市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、高松市にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第3号（第13条関係）

高松市指令 第 号

高松市介護予防・生活支援サービス事業者  
指定  
指定更新  
通知書

介護保険法 第115条の45の3第1項  
第115条の45の6第1項  
の規定により、高松市介護予防・生

活支援サービス事業者として 指定  
指定を更新 します。

年 月 日

高松市長

介護保険事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第16条関係）

様

高松市長

高松市介護予防・生活支援サービス事業者取消・停止通知書

法第115条の45の9の規定により、次のとおり高松市介護予防・生活支援サービス事業者の指定を取り消し（停止し）たので通知します。

- 1 事業者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所（施設）の名称及び所在地
- 4 介護保険事業所番号
- 5 サービスの種類
- 6 指定取消・停止年月日

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

高松市訪問型サービスB・通所型サービスB実施届出書

訪問型サービスB  
通所型サービスB を実施したいので、高松市介護予防・日常生活支援総合  
事業実施要綱第17条第1項の規定により届けます。

主たる事務所の所在地			
電話番号		ファクシミリ番号	
実施するサービスの種類	訪問型サービスB ・ 通所型サービスB		
サービス開始 予定年月日	訪問型サービスB	年 月 日	
	通所型サービスB	年 月 日	
サービス提供場所 (通所型サービスB を実施する場合に記入)	名称		
	所在地		
利用料の額	円		
<p>【添付書類】</p> <p>別添のとおり（従事者の名簿、従事者の資格を証明する書類の写し、組織体制図、サービス提供場所の平面図、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要その他市長が必要と認める書類）</p>			

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話番号

高松市訪問型サービスB・通所型サービスB届出事項変更届

次のとおり届け出た事項を変更したので、届けます。

サービスの種類		訪問型サービスB・通所型サービスB
変更があった事項		変更の内容
1	団体の名称	(変更前)
2	団体の所在地	
3	代表者の氏名	
4	主たる事務所の所在地	
5	サービス提供場所の名称（通所型サービスBの場合のみ記入）	(変更後)
6	サービス提供場所の所在地（通所型サービスBの場合のみ記入）	
7	利用料の額	
8	その他	
変更年 月 日		年 月 日

備考

- 1 変更があった事項については、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第7号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

高松市訪問型サービスB・通所型サービスB廃止・休止届

次のとおり事業の廃止・休止をしたいので、届けます。

届出の種類別	廃止・休止
サービスの種類	訪問型サービスB・通所型サービスB
サービス提供場所 （通所型サービスBの場合のみ記入）	名称
	所在地
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日
廃止・休止しようとする理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止の場合はその予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

備考 廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

高松市訪問型サービス B ・通所型サービス B 再開届

次のとおり休止したサービスを再開したので、届けます。

サービスの種類	訪問型サービス B ・通所型サービス B
サービス提供場所 （通所型サービス B の場合のみ記入）	名称
	所在地
再開年月日	年月日

備考

- 1 再開したサービスに係る従事者の組織体制に関する書類を添付してください。
- 2 再開の日から 1 0 日以内に提出してください。

様式第9号（第18条関係）

高額介護予防サービス相当費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号															
	氏 名		被 保 険 者 番 号															
	生年月日	年 月 日																
	住 所	〒 電話番号																
		氏 名	生年月日	被保険者番号														
世 帯 構 成	世 帯 主		年 月 日															
	世 帯 員		年 月 日															
			年 月 日															
			年 月 日															
<p>（宛先）高松市長</p> <p>上記のとおり、高額介護予防サービス相当費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 電話番号 ( )</p> <p>氏名</p>																		

注意 この申請書を提出することによって、高額介護予防サービス相当費の支給の対象となった場合は自動的に下記口座に振り込まれます。なお、口座番号等申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

高額介護予防サービス相当費を次の口座に振り込んでください。

口 座 振 替 依 頼 欄	銀行・金庫 農協・漁協 信用金庫・組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号														
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金															
	フリガナ																	
	口座名義人																	

※ 被保険者と口座名義人が異なる場合は、下記に御記入ください。

（委任状）

高額介護予防サービス相当費の受領に係る権限を下記の口座名義人に委任します。		
委任者（被保険者）	氏名	㊟
受任者（口座名義人）	住所・氏名	㊟
	続柄 ( )	電話番号 ( )

市記入欄


様式第10号(第19条関係)

高額医療合算介護予防サービス相当費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号				
フリガナ	氏名		生年月日	年	月	日生	計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月			
国民健康保険資格情報											
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称		加入期間					
			1.世帯主 2.擬制世帯主 3.世帯員			年 月 日から 年 月 日まで					
後期高齢者医療資格情報											
保険者番号	被保険者番号		広域連合名称			加入期間					
						年 月 日から 年 月 日まで					
介護保険資格情報											
保険者番号	被保険者番号		保険者名称			加入期間					
						年 月 日から 年 月 日まで					
支払方法	口座管理番号	振込口座 記入欄	銀行・金庫 農協・漁協 信用金庫・組合	金融機関コード		本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座
1.現金払い 2.口座振替									1.普通預金 2.当座預金 9.その他		
保険者 加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号		備考欄				
	1		年 月 日から 年 月 日まで								
	2		年 月 日から 年 月 日まで								
3		年 月 日から 年 月 日まで									
<p>(宛先) 高松市長 <span style="float:right">年 月 日</span></p> <p>① 上記対象者について、高額医療合算介護予防サービス相当費の支給を申請します。 <span style="float:right">申請者 住所</span></p> <p>② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 <span style="float:right">氏名</span></p> <p>※自己負担額証明書の交付申請を行う場合は、①・②のいずれも○印で囲んでください。 <span style="float:right">電話番号</span></p> <p>高額医療合算介護予防サービス相当費の支給申請を行う場合は、①のみを○印で囲んでください。</p>											